経済産業省

官 印 省 略 20210428中庁第4号 令和3年4月30日

全国中小企業団体中央会 会長 森 洋 殿

中小企業庁長官 前田 泰宏

政治的中立の保持について

上記の件について、昭和38年2月18日付け38企庁第144号(別紙参照)をもって通商産業事務次官から通達したところですが、本年10月に衆議院議員の任期満了を控えており、遅くともその間までに衆議院議員選挙の実施が予定されることから、政治的中立の保持に関する法の趣旨を尊重され、その遵守に遺漏なきを期するとともに、各所属団体に対し、その周知徹底を図られるよう、重ねて要望いたします。

38企厅第 / 44号 昭和38年2月/8日

全国中小企業団体中央会 会長 藤 原 楠之助 殿

通商産業事務次官 松 尾 金 蔵

政治的中立の保持について(通達)

費団体の運営にあたつては貴団体の構成員である商工組合、協同組合に関し中小企業団体の組織に関する法律第七条第三項及び中小企業等協同組合法第五条第三項に「組合は、特定の政党のために利用してはならない」と規定されていることにかんがみ、今後とも法の趣旨を充分に尊重して慎重かつ万全の配慮を払うとともに傘下各団体に対しその周知徹底を図られるよう特に要望します。